

## 貨物・旅客運送事業者向け アルコール検知器

# 日常点検ハンドブック

**TD** 東海電子株式会社

サポートグループ

<アルコール検知器の義務化、有効性保持の詳細>

◇貨物自動車運送事業輸送安全規則(H23年3月31日版)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H02/H02F03901000022.html>

◇旅客自動車運送事業運輸規則(H23年3月31日版)

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S31/S31F03901000044.html>

◇国土交通省 事業用自動車安全対策 アルコール検知器義務化説明ページ

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03alcohol/index.html>

◇貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について(H23年3月31日版)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction\\_kamotsu.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_kamotsu.pdf)

◇旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について(H23年3月31日版)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction\\_ryokaku.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/construction_ryokaku.pdf)

<トラック、乗合バス、貸切バス、ハイヤータクシー 違反項目ごとの行政処分基準>

◇貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び  
日車数等について(H23年3月31日版)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal\\_k005.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal_k005.pdf)

◇一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について  
(H22年12月15日版)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal\\_r006.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal_r006.pdf)

◇一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について  
(平成23年3月31日版)

[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal\\_r007.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal_r007.pdf)

◇一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について  
(平成23年3月31日版)

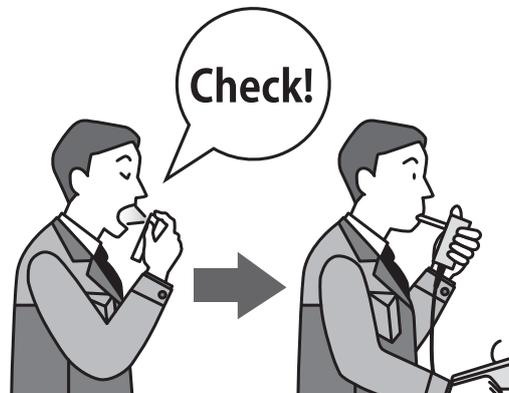
[http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal\\_r008.pdf](http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/data/transmittal_r008.pdf)

毎日確認することが望ましく、少なくとも1週間に1回以上確認すべき事項

(イ) 確実に酒気を帯びていない者が当該アルコール検知器を使用した場合には、アルコールを検知しないこと。

(ロ) 洗口液、液体歯磨き等アルコールを含有する液体又はこれを希釈したものを、スプレー等により口内に噴霧した上で、当該アルコール検知器を使用した場合に、アルコールを検知すること。

本書類は、上記を根拠として作成しています。



**TD** 東海電子株式会社

サポートグループ

## 【本点検ハンドブックの位置づけ】

- 本ハンドブックは、2011年5月1日施行の改正輸送安全規則（貨物）、改正運輸規則（旅客）によって定められた『アルコール検知器有効性保持』（7条点呼、20条運行管理者の業務（貨物）、24条点呼、運行管理者の業務48条（旅客））に関するものです。
- 本ハンドブックは、点呼業務で使用するものであって、かつ義務化の対象となるアルコール検知器に関するものです。出勤前のプレチェックとして利用されている機器については有効性保持の対象として監査対象にはなりません、技術的には本ハンドブックを活用いただくことも可能です。
- 本ハンドブックは、アルコール検知器メーカーの定期的な校正とは別に、事業者が行うべき『日常点検』の運用を助けるものであり、実際の規定や運用については事業者の判断に委ねられます。
- 本ハンドブックは、東海電子製アルコール検知器をお使いのお客様を対象にした点検ハンドブックですが、一部、この日常点検の考え方は、他社製検知器にも共通して適用することも可能です。
- 有効性保持の未実施は、最大60日車数の行政処分可能性がありますので、適切な運用がなされるよう本ハンドブックを有効活用ください。

### 【出典】

- ・点呼におけるアルコール検知器の使用義務化  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000038.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000038.html)
  - ・アルコール検知器不備、不携帯についての行政処分  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000045.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000045.html)
- アルコール検知器義務化、有効性保持の詳細、行政処分等の詳細情報は巻末の典拠一覧をご覧ください。

## 目次

対象となるアルコール検知器に関する確認	P3
点検に必要なもの	P5
点検する項目と内容	P5
推奨品（ハイザックスプレー）とそれ以外のマウススプレーについて	P6
ご注意事項	P6
点検の手順	
【ALC-PROII、ALC-Touch!の場合】	P7
【ALC-mini II、ALC-miniIII、ALC-miniIVの場合】	P9
【ALC-Mobile II、ALC-Mobile、ALC-Portable、ALC-ZERO、ALC-ZERO II、… P11 ALC-Pico、可搬型ALC、ALC-Mobile（DTL）の場合】	P11
【他社メーカー様検知器の場合】	P13

● 本ハンドブックに関するお問い合わせ ●

東海電子株式会社 サポートグループ

TEL：0120-609-100

# 1 対象となるアルコール検知器に関する確認 (東海電子製品)

## ALC-PROII

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
6ヶ月 or 60,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALC-Touch! for 点呼

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
12ヶ月 or 60,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALCminiII

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
6ヶ月 or 60,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALC-miniIII

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
12ヶ月 or 15,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALC Mobile

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
12ヶ月 or 3,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALC-Mobile II

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
12ヶ月	原則毎日、最低週1回

## ALC-ZERO

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
6ヶ月 or 15,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALC-Pico

使用期限	日常点検(有効性保持)
24ヶ月 or 15,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

## ALC Portable

メーカー校正	日常点検(有効性保持)
12ヶ月 or 3,000 回の早い方	原則毎日、最低週1回

■ 他社製検知器の校正につきましては、それぞれのメーカーにご確認ください。

■ 電源が入ること、損傷の有無については毎日の確認が必要です。

(運転者が携行、または自動車に設置の場合は運転前)

- 対面点呼、中間点呼、IT点呼等、点呼で使用しているアルコール検知器について、すべて有効性保持の対象となり、実施状況によっては行政処分の対象となります。
- 東海電子のメーカー校正については、期間が終わる頃に新しいユニットが送られてきますので、交換していただくだけで校正が完了します。
  - ALC-miniIIIのセンサー交換は、お客様よりご注文をいただいてからの発送となります。
  - ALC-Picoの校正をご希望の際は、サポートセンターまでご連絡ください。
- メーカー校正のあるなしに関わらず、事業者は日々の日常点検を行う（運行管理者に実施させる）ことが義務づけられましたので、運行管理規定に、改正運輸規則・輸送安全規則における『有効性保持』がない場合、改訂もしくは追記を推奨致します。
- 事業者は、自社の設備として、アルコール検知器の配備状況と点検状況を把握する必要があります。
- まず、自社で備えているアルコール検知器を別紙、『アルコール検知器 日常点検記録簿』に書き出してください。尚、有効性保持に関する記録の義務はありませんが、当社では自社設備の台帳化と有効性保持の点検記録の記入を推奨致します。また、予備機として所有している場合も、点検の対象とするよう推奨致します。



## 2 点検に必要なもの

### ●スプレーについて

アルコール検知器の点検に使用する「アルコールを含有する液体」として、当社では、「点検用 低濃度スプレー」の使用を推奨します。

エタノール入りの口腔洗浄剤は何十種類も入手可能ですが、当社は、機器に与える影響と、噴霧量の安定性の観点から、下記『ハイザック』という製品を推奨することとします。



### ●ハイザックスプレー【低濃度 低排出量エタノール入りスプレー】

発売元	(株)ピーブランド・メディコーデンタル
カテゴリ	医薬部外品 液体歯磨
有効成分	メントール、エタノール、他香料
エタノール濃度	明記なし

### ●ハイザックスプレーのアルコール検知器との相性

■エタノール濃度-----	良い	低濃度であり、1回あたりの噴射量と濃度が安定している
■センサーへの影響度-----	少ない	低濃度なので、検知器への影響が少ない

### ●点検用のID登録について (ALC-PRO II、ALC-Touch!の場合)

ID登録画面にて、あらかじめ「点検測定」するためのコードを入れておきます。



登録例：9999990 『点検-通常測定』

登録例：9999991 『点検-アルコールスプレー測定』

### ●点検者用のマウスピースの準備をしてください。

## 3 点検する項目と内容

点検項目は、次の5点になります。

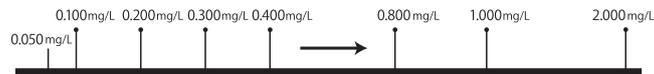
- ア— 損傷がないこと
- イ— 電源が入ること
- ウ— 正常呼吸で数値が出ないこと
- エ— アルコールを入れて反応すること
- オ— 正常呼吸で再測定し、数値が出ないこと

ひとつの製品ごとに、この作業を実施します。またア、イについては毎日点検する必要があります。

## 4 推奨品(ハイザックスプレー)と

### それ以外のマウススプレーについて

本書類で推奨しているハイザックスプレーは、アルコール検知器の検知範囲のうち、比較的、濃度の低い部分の動作を確認するのに適しています。



ハイザックスプレーを口に2回噴射し、2秒以内に吹き込む場合、おおよそこの範囲の値になります。値は、口の大きさや唾液の量によって変動します。

リステリン、オーラ2などのマウススプレーは濃度が高すぎるので、そのまま使用すると、0.500~1.000mg/L付近の高濃度となり、残気が残りがやすく、検知器の耐久性についても影響がでますので、必ず薄めてからご使用していただくか、スプレー後、うがいをして口の中の濃度を薄めてからご使用ください。

### ■ 注意事項

- ※ 本点検用スプレーによる点検方法、また測定結果に関するご質問はサポートグループへお問い合わせ下さい。
- ※ 本点検用スプレーによる点検は「簡易点検」となります。「検出数値の正確性」までは把握することはできません。
- ※ 本点検用スプレーは医薬部外品です。ご利用になられる、お客様の体質、体調、ご利用環境等により気分が悪くなる場合もございます。
- ※ 当該症状が起きたことがあるお客様、あるいはご利用中に異常を感じられたお客様はご使用をご遠慮下さい。
- ※ 口内炎等、口腔内に異常のある方はご使用をご遠慮下さい。
- ※ ご利用後は必ずフタをしっかりとめてください。

## 5 点検の手順

### 【ALC-PRO II、ALC-Touch! の場合】

- ① 測定器本体の背面にある電源を切ります。(常に電源を入れてある場合)

※ ALC-Touchは本体の電源を切ります。

- ② 本体背面にある電源を入れます。

(業務後電源を落としている場合)

※ ALC-Touchは本体の電源を入れます。



- ③ まず、通常測定点検用の ID を入力し、通常の測定を

行い、測定結果が「0.000mg/L」となることを確認してください。

0.000

※ IDは、ID登録画面にて、あらかじめ「点検測定」するためのコードを入れておきます。

登録例：9999990 『点検—通常測定』

登録例：9999991 『点検—アルコールスプレー測定』

- ④ 次に、アルコールスプレー測定点検用の ID を入力し、測定が開始し

「blo」の表示が出たら、点検用スプレーを口腔内に2回噴射した後、2秒以内に吹き込みを開始してください。



- ⑤ 吹き込み完了直後に「カチッ」という小さな機械音が鳴り、

15秒後に0.050～0.300mg/L くらいのアルコール濃度が検知されます。

0.150

- ⑥ ⑤のときアルコール数値が出なかった場合、下記の原因が考えられます。

- 点検用スプレーの噴射量が少なすぎた
- 点検用スプレーを噴射してから吹き込むまでの時間が長すぎた(唾液で薄まった)
- 点検用スプレー缶のフタが長期間空いていて、スプレーが薄くなっていた
- 点検用スプレーの残量が少なかつた

いずれかが原因ですので、確認の上、もう一度手順に従って測定を行って下さい。それでもアルコール数値が出なかった場合は、故障の可能性ありますので、別紙記載の、問い合わせシートに詳細をご記入いただき、ファックスもしくはメールにて送信いただいた上、電話にてお問い合わせください。なお、異常が無かった場合は問い合わせシートをお送りいただく必要はございません。

- ⑦ 1分後に、通常測定点検用の ID を入力し、改めて通常の測定を行い、

測定結果が「0.000mg/L」となることを確認してください。尚、吹き込み直後に、「カチッ」という音が鳴る場合とそうでない場合がありますが、故障ではありません。

1分後



0.000

- ⑧ 上記手順の結果、問題なかった場合、点検項目のA～オが完了となりますので、台帳の項目にすべてOKと記入してください。

### ■ 測定ごとの前に

口中に飲食物などがありますと正確な測定が行えません。水でうがいの後、15分以上時間を空けて、センサーの呼吸フィルタ、又は専用アタッチメントを交換もしくは洗浄してから、測定を行ってください。

## 【ALC-mini II、ALC-mini III、ALC-mini IVの場合】

① 本体側面にある電源を切ります。(常に電源を入れてある場合)

② 本体側面にある電源を入れます。  
(業務後電源を落としている場合)



③ まず、通常の測定を行い「0.000mg/L」となることを表示および、プリントアウトチケットで確認してください。



0.000

④ 次に、測定開始ボタンを押し「blo」の表示が出たら、点検用スプレーを口腔内に2回噴射した後、2秒以内に吹き込みを開始してください。



⑤ 吹き込み完了直後に「カチッ」という小さな機械音が鳴り、15秒後に0.050～0.300mg/L くらいのアルコール濃度が検知されますので、表示およびプリントアウトチケットで確認してください。

0.150

⑥ ⑤のときアルコール数値が出なかった場合、下記の原因が考えられます。

- 点検用スプレーの噴射量が少なすぎた
- 点検用スプレーを噴射してから吹き込みまでの時間が長すぎた(唾液で薄まった)
- 点検用スプレー缶のフタが長期間空いていて、スプレーが薄くなっていた
- 点検用スプレーの残量が少なかった

いずれかが原因ですので、確認の上、もう一度手順に従って測定を行って下さい。それでもアルコール数値が出なかった場合は、故障の可能性ありますので、別紙記載の、問い合わせシートに詳細をご記入いただき、ファックスもしくはメールにて送信いただいた上、電話にてお問い合わせください。なお、異常が無かった場合は問い合わせシートをお送りいただく必要はございません。

⑦ 1分後に、改めて通常の測定を行い「0.000mg/L」となることを表示および、プリントアウトチケットで確認してください。

1分後



0.000

⑧ 点検記録紙の保管は義務ではありませんが、保管されることを推奨します。

- ・保管例1：別紙点検簿に貼りつける
- ・保管例2：「点検」と手書きで記入し、お使いの点検簿に貼りつける(貴社所定の保管ルールに従って保管ください。)

### ■ 測定ごとの前に

口中に飲食物などがありますと正確な測定が行えません。水でうがいの後、15分以上時間を空けて、センサーの呼吸フィルタ、又は専用アタッチメントを交換もしくは洗浄してから、測定を行ってください。

## 【ALC-Mobile II、ALC-Mobile、ALC-Portable ALC-ZERO、ALC-ZERO II、ALC-Pico 可搬型 ALC、ALC-Mobile(DTL) の場合】

中間点呼で使用するための運転者に持たせるアルコール検知器についても、日常点検の対象となります。当社では、ALC-Mobile II、ALC-Mobile、ALC-Portable、ALC-ZERO のハンディユニット、ALC-Pico がこれに相当します。遠隔地向けに持たせるタイプの場合、日常点検を忘れがちですので、もれなく実施できるよう、別紙の点検簿を有効活用することをお奨め致します。

- ① 電源を入れてください。  
(ALC-Mobile II、ALC-Mobile の場合は、先に携帯電話を接続しておきます。)
- ② 前回測定の結果が「0.000」であることを確認してください。  
(「0.000」でなかった場合は、通常測定を行い0.000が出ることを確認してください。また ALC-Pico は都度測定をし、確認ください。)

0.000

- ③ 次に、点検用スプレーを口腔内に2回噴射した後、2秒以内に吹き込みを開始してください。



- ④ 吹き込み完了 15 秒後に 0.050 ~ 0.300mg/L くらいアルコール濃度が検知されます。

0.150

- ⑤ ④のときアルコール数値が出なかった場合、下記の原因が考えられます。

- 点検用スプレーの噴射量が少なすぎた
- 点検用スプレーを噴射してから吹き込みまでの時間が長すぎた(唾液で薄まった)
- 点検用スプレー缶のフタが長期間空いていて、スプレーが薄くなっていた
- 点検用スプレーの残量が少なかった

いずれかが原因ですので、確認の上、もう一度手順に従って測定を行ってください。それでもアルコール数値が出なかった場合は、故障の可能性があるので、別紙記載の、問い合わせシートに詳細をご記入いただき、ファックスもしくはメールにて送信いただいた上、電話にてお問い合わせください。なお、異常が無かった場合は問合せシートをお送りいただく必要はございません。

- ⑥ 最後に、もう一度電源を入れ(ALC-Mobile II、ALC-Mobileの場合は、点検用 IDを入力)、通常の測定を行い、結果が「0.000mg/L」となることを確認してください。

0.000

- ⑦ 上記手順の結果、問題なかった場合、点検項目のA~Oが完了となりますので、台帳にOKと記入してください。

### ■ 測定ごとの前に

口中に飲食物などがあると正確な測定が行えません。水でうがいの後、15分以上時間を空けて、センサーの呼気フィルタ、又は専用アタッチメントを交換もしくは洗浄してから、測定を行ってください。

## 【他社メーカー製検知器の場合】

① 電源を切ります。(常に電源を入れてある場合)

② 電源を入れます。  
(業務後電源を落としている場合)



③ まず、スプレーをしないで通常の測定を行い測定結果が0の数値を表示、またはランプがOKとなることを確認してください。



④ 次に、点検用スプレーを口腔内に2回噴射した後、2秒以内に測定を開始してください。



⑤ 測定完了後に、アルコールが検知されたことを数値の表示、またはランプ等で確認してください。



⑥ ⑤のとき、アルコール数値が出なかった場合、下記の原因が考えられます。

- 点検用スプレーの噴射量が少なすぎた
- 点検用スプレーを噴射してから吹き込むまでの時間が長すぎた(唾液で薄まった)
- 点検用スプレー缶のフタが長期間空いていて、スプレーが薄くなっていた
- 点検用スプレーの残量が少なかった

いずれかが原因ですので、確認の上、もう一度手順に従って測定を行って下さい。それでもアルコール数値が出なかった場合は、故障の可能性があるので、メーカーにお問い合わせください。

⑦ アルコール検知の後、水でうがいをしてから改めて通常の測定を行い、測定結果が0の数値を表示、またはランプがOKとなることを確認してください。



⑧ 上記手順の結果、問題なかった場合、点検項目のA～Oが完了となりますので、台帳の項目にすべてOKと記入してください。

◆検知器の測定方法については、説明書をご確認ください。製品につきましては、それぞれのメーカーにお問い合わせください。

### ■測定ごとの前に

口中に飲食物などがありますと正確な測定が行えません。水でうがいの後、15分以上時間を空けて、センサーの呼吸フィルタ、又は専用アタッチメントを交換もしくは洗浄してから、測定を行ってください。